

## 長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本社機能の移転又は地方の拠点となるサテライトオフィス等の開設を検討する都市部企業等が行う本町への視察に係る費用の一部に対して、長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うことにより、将来的な町内への立地促進を図り、もって町内における産業の振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス等 企業の本拠地から離れた所に設置された遠隔勤務をするためのオフィスをいう。
- (2) 都市部企業等 本店又は主たる事務所が、3大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）の区域内に所在する法人をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件に全て適合する都市部企業等とする。

- (1) 町内に本社機能の移転又は地方の拠点となるサテライトオフィス等の開設の検討を目的とした本町への視察をおおむね3日以上行うこと。
- (2) 町内で行う予定の事業が、次に掲げる業種（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類における業種をいう。）のいずれかに該当すること。

ア 製造業

イ ソフトウェア業

ウ 情報処理・提供サービス業

エ インターネット付随サービス業

オ デザイン業

カ コールセンター業

- (3) 町内に事業所を有していないこと。
- (4) 視察期間中に1回以上、町職員のアテンドを伴う視察及び本社機能の移転又は地方の拠点となるサテライトオフィス等の開設に関する情報交換を町職員と行うこと。
- (5) 納税義務がある市区町村において、滞納していないこと。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人ではないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者ではないこと。
- (8) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが不相当と町長が認める者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する補助対象者が町内に本社機能の移転又は地方の拠点となるサテライトオフィス等の開設の検討を目的とし、補助対象者の従業員及び役員（以下「従業員等」という。）が本町への視察を行う事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。）とする。ただし、補助対象経費のうち国、北海道その他の機関から同種の補助金の交付を受けているものについては、この限りでない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の実費分とする。

2 補助金の額の上限は、補助対象事業により実際に本町への視察を行う従業員等1人につき5万円とし、同一年度内において、補助対象者1社につき3人までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する14日前までに長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) 市区町村税の納税証明書
- (5) 申請者の概要が確認できる資料（企業概要、パンフレット等）
- (6) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査等を行い、適当と認めたときは、長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金中止（廃止）・変更承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (2) 第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。

2 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条の規定による交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前項の規定による申請があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき。

3 町長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消したときは、長沼町お試しサテライ

トオフィス推進事業補助金中止（廃止）・変更決定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第10条 交付決定者は、補助対象事業について次の各号に掲げるいずれかの内容の変更をしようとするときは、長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金中止（廃止）・変更承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の内容変更

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象事業の実施のため、弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助対象事業の内容の変更が、より効率的な補助対象事業の実施に資することとなると認められる場合

(2) 補助対象経費の変更

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助対象経費の目的を実質的に変更するものではない場合

イ 補助対象経費の配分を変更が、より効率的な補助対象事業の実施に資することとなると認められる場合

(3) その他補助対象事業に関し重大な影響を与える事項

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査等を行い、相当と認めるときは、長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金中止（廃止）・変更決定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付年度の3月末日のいずれか早い日までに、長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付等）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、長沼町お試しサテライトオフィス推進事業補助金確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費の区分	内容
交通費	補助対象者が負担する従業員等の出発地から本町までを往復する交通費のうち、公共交通機関に係る費用及び本町視察中の移動に係る経費のうち町が必要と認める経費（実費に限る。）とする。ただし、補助対象者の所在地が北海道外の場合は、同一都府県内の移動に係る費用は除くものとする。
宿泊費	滞在期間中における町内での宿泊費（飲食費及び入湯税が含まれている場合は当該費用を除く。）とする。
ワークスペース利用料	町内でテレワークを行うためのコワーキングスペース、シェアオフィス、レンタルオフィス等の利用料とする。ただし、テレワーク可能な飲食店でテレワークを行った際の飲食費は除くものとする。

※航空機等の公共交通機関＋宿泊のパック利用可